

東大阪市第3期地域福祉計画

平成21年3月

東 大 阪 市

はじめに

わが国では、これまで増加の一途をたどってきた人口が減少に転じています。今日、少子・高齢化の急速な進展や核家族化、ライフスタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化といった社会環境の変化から、私たちが日常生活を営む地域における課題も一層多様化・複雑化してきています。

こうした中、国においては、公的サービスのみでは現状・ニーズに十分な対応が難しい人々への支援を一層進めていくことや、「地域における新たな支え合い（共助）」の確立に向けた取り組みなど、地域福祉の一層の展開に向けた基本的な方針が示されました。

「地域福祉」とは、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みであり、「公助」のみでは十分にカバーできない領域に向け、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を、地域を基盤として包み込み、支えていく「共助」の仕組みをつくっていくことが求められています。

このたび、本市では、平成21年度から平成25年度を計画期間とする東大阪市第3期地域福祉計画を策定しました。本計画は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの指針となるものです。また、平成16年3月に策定した東大阪市新地域福祉計画の理念を引き継ぎ、取り組む内容をより具体化し、その実現を図っていくものです。

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉活動の中核となる東大阪市社会福祉協議会と行政がより一層連携を図り、取り組みを進めてまいります。民生委員・児童委員、校区福祉委員等の地域福祉の担い手の皆さまや、関係機関・事業所などにおかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、精力的にご審議いただきました委員の皆さまをはじめ、地域福祉に対するご意見を賜りました関係機関、市民の皆さんに心から深く感謝を申し上げます。

平成21年3月

東大阪市長 野田義和



< 目 次 >

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の役割と位置付け	2
(1) 地域福祉とは何か	2
(2) 計画の位置付け	3
3. 計画策定体制	4
4. 計画期間	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 基本理念	5
(1) 前文	5
(2) 理念	6
2. 施策展開の基本方向	8
3. 計画推進の基本姿勢	9

第Ⅱ部 各論

第3章 サービス利用がしやすいしくみづくり	10
(1) 身近な相談窓口	10
(2) 小地域ネットワーク活動	11
(3) サービスから漏れる対象になりやすい人等への対応と権利擁護	12
第4章 地域における福祉環境・基盤づくり	15
(1) 地域福祉ネットワーク	15
(2) 外出支援	19
(3) 災害時の要援護者支援	21
(4) 活動拠点	22
(5) 地域情報の発信	23
(6) 安全と安心の確保	24
(7) 行政の支援体制	25
第5章 地域福祉の担い手づくり	27
(1) ボランティア、NPO等の活動	27
(2) 福祉教育	29

資料編

1. 地域福祉をめぐる東大阪市の現状	33
(1) 東大阪市の概況	33
(2) アンケートから見た市民意識等	45
(3) 地域懇談会における主な意見等	58
2. 用語説明	64
3. 地域福祉に関する社会福祉法抜粋	68
4. 東大阪市社会福祉審議会条例	70
5. 東大阪市社会福祉審議会規則	72
6. 東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱	74
7. 東大阪市第3期地域福祉計画策定懇話会設置要綱	75
8. 委員名簿	76
9. 計画策定経過	78